

かさねやま  
重畳山地区活性化計画

和歌山県  
和歌山県串本町

平成24年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	重畳山地区活性化計画		
都道府県名	和歌山県	市町村名	串本町
地区名(※1)	重畳山地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成27年度

**目標 : (※3)**  
 当地区においては、ぼんかんを中心とした果樹農業が基幹産業となっているが、農業従事者の高齢化が著しいことから、老朽化した農業基盤の整備を通じて生産基盤の安定化を図り、農家人口の減少を抑制する。数値目標としては、過去3年間の区域内における農家減少率が 8% (H23年度:23戸/H21年度:25戸)であることから、事業完了の翌年度からの3年間(H27年度/H25年度)については、農家人口の現状維持(減少率 0.0%:H27年度/H25年度)を目指す。

**目標設定の考え方**  
**地区の概要:**  
 串本町は、平成17年4月1日に旧串本町と旧古座町が合併した町で、面積135.78Km<sup>2</sup> 人口約1万9千人の町である。和歌山県の最南端に位置し、黒潮の恵みを受けて年間平均気温17℃と温暖な気候に恵まれていることから、花卉栽培を中心にポンカンやキンカンの栽培が盛んである。重畳山(伊串・神野川)地区は町の東岸中部に位置し、急斜面を利用したポンカン等の栽培が盛んにおこなわれている。

**現状と課題**  
 当地区の主要作物であるポンカン栽培を中心に農業振興を図ってきたが、農業従事者人口の減少、高齢化により優良園地の維持が困難な状況となっている。特に、生産基盤となる土地改良施設の老朽化が著しく、生産物の安全な運搬に支障をきたしている。今後農業振興を推進するためには、老朽化の著しい施設の更新・整備により健全な生産基盤を再構築し、農作業従事者にとって安全で働きやすい園地を整備を進めることによって優良園地の維持に努めるとともに、農業従事者人口の減少の抑制、担い手の育成に力を注ぐ必要がある。

**今後の展開方向等(※4)**  
 老朽化の著しい土地改良施設の整備を実施し、健全な生産基盤を再構築することにより、生産物の安全な運搬はもとより、高齢者や女性にも安全で働きやすい園地の整備を進めることで優良園地の維持に努める。このことにより、本地区の主要作物であるポンカン栽培農家の振興を推進し、当地域の活性化を目指す。

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
串本町	重畳山	農地等補完整備(小規模農林地等保全整備)	串本町	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

重畳山(伊串・神野川)地区(和歌山県 串本町)	区域面積(※2)	138.2ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の全体面積は138.2haで、全て農林地(内訳:農地21.99ha、山林116.21ha)である。		
②法第3条第2号関係: 当該地域を含む集落の農業従事者人口の減少率(平成21年年度から平成23年年度で、8%減)からみて、当該地域において農業生産の基盤である土地改良施設の整備・更新により当該地域の主要農産物である果樹の産地維持・発展を図り、ひいては農業従事者人口の減少を抑制し当該地域における定住を促進することは、当該地域を含む本町の農山漁村の活性化にとって必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: ほとんどが山林であり、山間地の樹園地、谷間のわずかな農地を耕作している区域であるため、市街地区域を形成している区域は含んでいない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振・農用地区域に指定された優良な農用地である。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画の目標は、活性化区域内での農業従事者の減少を抑制することとし、具体的には、過去3年間の農業従事者人口の減少率が 8% (H23年度/H21年度) であるから、事業完了の翌年度から3年間については、農業従事者人口の減少率を 0.0% (H27年度/H25年度) までに抑えることを目指す。

このため、串本町は計画が完了する翌年度 (H28) において、地区への聞き取りにより区域内の人口を整理し、事業実施後の人口減少率を算定し、目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について第三者の意見を聴いたうえで、その結果を公表することとする。